仙台市議会
議長　斎藤　範夫　様

2018年2月27日の予算等審査特別委員会の自由民主党　わたなべ拓委員の質疑において、公党である日本共産党に対する事実に基づかない侮辱が行われたため、地方自治法第133条、第135条第2項および、仙台市議会会議規則第100条に基づいて、懲罰動議を提出する。

太白区選出　わたなべ拓議員は、総務費に関する質疑において、地方公務員、および外郭団体職員の募集要件について、「政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体」を欠格要件とすべきことを確認した上で、市当局が地方公務員法の解釈として、「破壊活動防止法により団体活動の制限あるいは解散の指定を受けるような団体」との定義をとっていることを明らかにした。

ところが、そのあと、破壊活動防止法の活動制限団体、解散団体と、公安調査庁の調査対象団体を意図的に混同させる議論を続けた。この議論の誤りは、すでに本市議会においても2017年第3回定例会において整理された通りである。

そのことを指摘する議事進行が出された後も、日本共産党を「暴力革命によって転覆するという考え方」を持った政党との自身の誤った認識を前提として、市長にそれに寄り添う考えかと質問を繰り返した。

公安調査庁は、 日本共産党を調査対象団体として65年の長きに渡って莫大な公費を費やして「調査」を行っているが、一度も公安審査委員会に「暴力破壊活動を行う恐れのある団体」として破壊活動防止法の適用申請さえしたことはない。公安調査庁が調査対象とすること自体、公党に対する憲法上の結社の自由に対する不当な侵害である。2016年3月の安倍内閣の答弁書に対し、日本共産党は厳しく抗議し撤回を求めている。

今議会におけるわたなべ拓議員の行為は、調査対象と破防法適用団体とを意図的に混同させている点で、さらに悪質である。質問を利用して、公党である日本共産党および日本共産党市議団を侮辱する行為であり断じて容認できない。

戒告または陳謝を求め懲罰動議を提出するものである。

2018年3月1日

議員　花木則彰　　議員　すげの直子

議員　嵯峨サダ子　　議員　庄司あかり

議員　ふるくぼ和子　　議員　相沢和紀

議員　高見のり子